



貴社の**お力**が必要です！！

伊豆の国市 企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税とは？

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトを応援(寄附)した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

企業のメリット① 寄附額に対し、**最大約9割**の軽減効果！！(詳しくは裏面をご覧ください。)

企業のメリット② 企業の**イメージアップ**！！

- ・地方創生のプロジェクトを応援する企業様であることを PR できます
- ・本市のホームページで、応援(寄附)していただいたことが紹介されます。

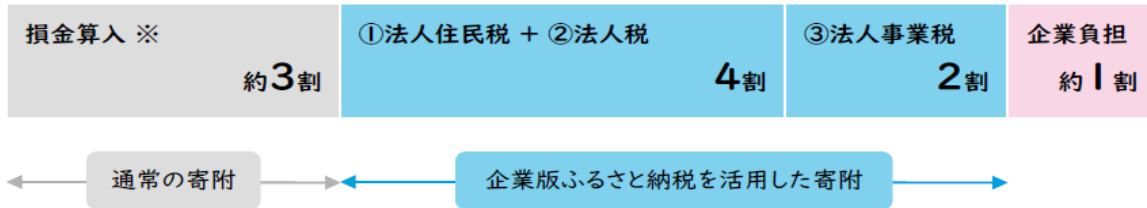
応援(寄附)の流れ

- ①寄附の申し出 随時受付をしております。企業様は裏面の応援(寄附)窓口へご相談ください。
- ②寄附の提供 事前に相談した寄附額・納付方法にて、納付をお願いします。
寄附を確認後、受領証を発行します。
- ③税制措置の申請 税の申告時に地方創生応援税制の適用がある寄附を実施した旨を申告するとともに、受領証をご用意のうえ、手続きをお願いします。

応援(寄附)にあたっての留意事項

- ①本社が伊豆の国市の企業様は、対象となりません。
※本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。
- ②1回 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ③寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ④本制度の対象期間は、令和3年度から令和6年度までです。
- ⑤寄附者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、寄附の申込みをお断りさせていただきます。

税制上の優遇措置



損金算入

地方自治体への寄附は、その全額を損金算入することができます。
そのため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

（法人税法第37条第3項）

約3割
の
軽減効果

① 法人住民税

- 法人住民税の法人税割額の2割
- 寄附額の4割

いずれかの小さい額

（地方税法附則第8条の2の2）

② 法人税（法人住民税で4割に達しない場合のみ、その残額）

- 法人税額の5%
- 寄附額の1割

いずれかの小さい額

（租税特別措置法第42条の12の2、第68条の15の3）

最大4割
の
税額控除

③ 法人事業税

- 法人事業税額の2割
- 寄附額の2割

いずれかの小さい額

（地方税法附則第9条の2の2）

最大2割
の
税額控除

（概算の目安としてご参考にしてください。具体的な試算については、税理士等にお問い合わせください。）

応援（寄附）窓口

伊豆の国市 産業部 商工課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡346-1

【電話】055-948-1415

【Mail】syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp